

欧米における動物看護職制度

細井戸大成[†]（日本獣医師会理事）・古賀俊伸（本会事務局次長）



細井戸大成

1 はじめに

平成21年4月、我が国における初めての動物看護職の全国団体として、一般社団法人日本動物看護職協会が発足した。同協会では、動物看護職を支援するとともに、動物看護職に係る制度や就業環境の整備を図ることを目的として活動を実施している。

日本獣医師会においては、多様化、高度化する国民の動物医療に対する要請に応えるためには、動物診療におけるチーム医療体制の整備が不可欠であるとして、獣医師と動物診療に係る専門技術者との連携確保を推進するため、①獣医師の補助職として就業する動物看護職の技術・知識の高位平準化（民間の養成と資格認定の統一の実施等）、②動物診療パラメディカル看護専門職としての公的資格制度化に向けて法整備の推進について、農林水産省に要請を行うとともに、日本動物看護職協会の活動を支援しているところである。

また、現在小動物臨床部会の「動物看護職制度在り方検討委員会」において、動物看護職を巡る様々な問題についての検討を実施している。

一方、農林水産省においては、平成17年の「小動物動物医療における検討会報告書」において、動物看護職を含む動物医療補助者について、「将来に向けて動物医療補助者の社会的身分を確立するためには、動物医療補助者の各団体ならびに獣医師団体等が中心となって、教育と資格認定基準の平準化に向けた取り組みに着手すべきである。」と提言して以降、現在、獣医事審議会計画部会における「動物医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」の策定に係る検討においても、動物医療補助者の問題が取り上げられている。

日本獣医師会では、農林水産省から「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業」を受託した東京大学から、事業の一部である「欧米における動物医療補助者の動物医療行為の実態調査」を受託し、平成19年度～21年度にかけて、米国、英国、スイス及びオーストラリ

アにおいて、動物看護職の養成、認定及び勤務の実態に関する調査を行ったので、その概要について以下に述べる。

2 米国における動物看護職の実態

(1) 動物医療関係者の位置づけ

ア 獣医師 (Veterinarian)

疾病の診断、予後判定、病態解析、診断書の作成、治療、手術等動物医療に関するあらゆる行為を行うことができる。12年間の初等中等教育を受けた後（高校を卒業後）、2～4年間の大学教育を受け、さらに獣医科大学で4年間の獣医学教育を修了し、DVM (Doctor of Veterinary Medicine) の称号を得る。なお、臨床獣医師として動物医療行為を実施するためには、全国試験を受験して各州の法令に基づき州獣医事委員会 (State Veterinary Board) から資格認定を受ける必要がある。

イ 獣医看護師 (Veterinary Technician : VT)

獣医師と同様に、各州の法令に基づき州獣医事委員会において資格認定を受け、獣医師の監督の下で、動物看護、診療の補助を行う。認定を受けたVTは、Registered VT, Licensed VT等、州により異なる呼称を持つが、この稿では「VT」という呼称を用いる。ほとんどの州においては、高校卒業後、米国獣医師会 (American Veterinary Medical Association : AVMA) が認定した動物看護学の2年間の教育プログラムを修了することを義務づけている。

VTの全国団体 (National Association of Veterinary Technicians in America : NAVTA) は、VTの有資格者の中の専門科として、さらに歯科、麻酔科、救急医療等の技術を有する者の認定を行っている。

ウ 獣医助手 (Veterinary assistant または personnel 等)

高校卒業あるいは同程度の教育を受け、獣医師またはVTの監督の下で、動物看護及び比較的簡単な診療の補助を行う。仕事を通じた訓練のみで、特別な教育は不要であり、資格認定はない。

[†] 連絡責任者：細井戸大成（日本獣医師会）

〒107-0062 港区南青山1-1-1 新青山ビル西館23階

☎03-3475-1601 FAX 03-3475-1604

E-mail : info@nichiju.lin.gr.jp



図1 米国のVT養成施設における組織学実習風景



図2 獣医師の指示に基づき、麻酔導入を行うVTと獣医助手（米国の動物診療施設）

(2) VTの教育制度

AVMAでは、獣医師の教育プログラムの認定と同様にVTの教育プログラム（Veterinary technology program：原則2年間）も認定している。

AVMAがプログラム認定のために定めた「考え方と方法」(Policy and Procedure)には、「獣医看護学系学生のため推奨される重要な技術」と題するリストが添付されており、このリストにはVT教育の標準的な目標と思われる技術が示されている。以下にその項目のみ示す。

獣医看護学系学生のために推奨される重要な技術

- ア 事務所と病院の事務，飼育者との関係，コミュニケーション
- イ 薬局と薬理学
- ウ 看護
- エ 麻酔
- オ 外科看護
- カ 臨床病理学検査業務
- キ 画像診断に関する業務
- ク 実験動物に関する業務
- ケ 鳥，エキゾチックアニマル，小型哺乳類，魚類に関する業務

(3) VTの資格認定制度

ア 認定の主体と条件

VTの資格認定は、獣医師の資格認定と同様に各州の法令に基づき、獣医事委員会が主体となって行われる。その方法は州により異なるが、現状ではほとんどの州において、AVMAが認定した原則2年間のプログラムを修了し（図1）、後述のVTNEを受験して一定の成績を得ることが認定の条件とされている。

各州における獣医師及びVTの認定制度及び管理業務を平準化することを目的として、米州獣医事委員会協会（AAVSB：American Association of Veterinary State Board）が設置され、各州の獣医事委員会間の調整、認定のための全国試験の実施と各州への成績の通知、継続教育プログラムの認定、VTに関する中央データベースの維持管理等を行っている。

イ 認定試験

ほとんどの州では、認定の前提条件として全国試験（the National Veterinary Technician Examination：VTNE）に合格することが要求されている。VTNEの成績はAAVSBに登録され、AAVSBはVTNE受験者の成績を各州の試験事務局（Board office）に通知する。

VTNEは、獣医看護師協会、AVMA、AAVSB等から選任された委員により構成される「獣医看護師に関する試験の全国委員会（the National Association of Veterinary Technician Testing Committee：VTTC）」が実施する。

各州獣医事委員会では、さらに独自の試験を行う場合もあるが、その方法は様々であり、州の獣医事に関する法令等についての筆記試験のみを実施する場合もあれば、口頭試問、筆記試験、臨床実技等を実施することもある。

今回調査したカリフォルニア州は、VTNEを採用せず、州独自にVTNEと同様の試験を州獣医事委員会が実施している数少ない州の一つである。

ウ 更新制度

ほとんどの州においては、獣医師と同様に、VTの資格に更新制度を法令に基づいて設けている。更新の期間は1年から3年と様々であるが、多くの州において更新の条件として継続教育の受講実績を求めている。

(4) VT の業務

ア VTの業務に係る法令上の規定

VTが行う業務については各州の法令に規定されており、その内容は州により異なるが、全米で共通している点は、「VTは、診断、予後判定、処方、手術の4つの業務を実施してはならない。」とされている点である。

規定の内容は州により様々で、たとえば、獣医師の係わり（監督の状況）を直視（獣医師がVTの業務を実際に見ることができる状況）、直接（獣医師がVTと同じ施設内にいる状況）、間接（獣医師が施設から離れている状況）の3つに分類して、それぞれの状況においてVTが実施できる業務を具体的に列挙している州もあれば、前述した4つの業務の禁止のみを原則として示しているのみの州もある。

以下に、VTが獣医師の監督下に行うことができるものとして、各州の法令で規定されている具体的な業務を示す（図2）。

各州の獣医事関係法令に規定されているVTの具体的業務

ア 臨床検査（尿検査、血液検査、血液化学検査等）

イ 採血

ウ 歯科処置（一般的な抜歯を含む）

エ 生検

オ 医療機器を用いた各種検査（心電図、X線撮影等）

これらが基本であるが、これらに加えて

カ 問診やカルテ記載

キ 特殊な看護

ク 飼い主に対する病態の説明

ケ 治療方針等の説明

コ 麻酔

サ 皮膚の縫合

シ 外副子固定

等を規定している州もある。

イ VTの業務の実際

調査において訪問した動物診療施設におけるVTの業務実態を以下に述べる。

(ア) シトラスハイツペットホスピタル

サクラメント郊外にある小動物診療施設であり、一般診療を行っている。本施設では、VTは、法令で禁止されている4つの業務（診断、予後判定、処方、手術）を除いてほとんどの業務を獣医師の直視、直接、間接の監督下に実施している。

(イ) ルームスベイシオン獣医クリニック

大型の動物診療施設で、救急医療及び一般医療を実施し、また、小動物の診療に加えて、馬の診療も行っており、VTは馬の診療補助にも従事している。

VTは、施設内で獣医師と連携を確保した上で、重要な仕事を任されている。たとえば、一般診療棟に隣接したCT施設は、通常はVTと獣医看護助手の2名で運営されており、麻酔導入から、CT撮影、覚醒まで、VTが行う（ただし、異常等が生じた場合には、すぐに外部の獣医師と連絡がとれる体制が整えられている）。

(ウ) カリフォルニア大学デイビス校獣医学教育病院

カリフォルニア大学デイビス校に付属する大規模な動物診療施設で、小動物用の施設と大動物用の施設に分かれている。

VTは、その仕事の内容に応じて様々な部署に配属され、獣医師と連携を確保した上で、重要な業務を任されている。

大動物の診療施設では、VTが獣医助手を監督しながら、輸液等の業務を実施していた。

(5) VT の 処 遇

VT養成施設の関係者によると、一般診療施設に勤務するVTで時給15米ドル程度、専門的な診療を行う施設であれば専門的技能のある者（看護職協会の専門認定資格を持つVT）は20米ドル程度とのことであった。勤務時間は、週40時間+超過勤務とのことなので、一般の施設において時給15米ドルで週45時間勤務したとして、週給が700米ドル程度、月給に換算すると約3,000米ドル（1ドル=100円で換算すると30万円、年収で360万円）となる。資格のない獣医助手の場合は時給10ドル程度とのことで、現在の米国の動物医療においてはVTの需要は高く、就職は容易な状況である。

3 英国における動物看護職制度の実態

(1) 動物医療関係者の位置づけ

ア 獣医師 (Veterinary Surgeon)

疾病の診断、予後判定、病態解析、診断書の作成、治療、手術等動物医療に関するあらゆる行為を行うことができる。英国においては、11年間の初等・中等教育を受けた後、大学等の上級学校に進むための教育を2年程度受けて獣医大学に入学し、5年間の獣医学教育を修了する必要がある。国家試験制度はなく、獣医科大学を修了すれば、獣医師及び獣医看護職の資格を管轄する王立獣医師協会（RCVS：Royal College of Veterinary Surgeons（獣医師会とは異なる。））の管理する獣医師リストに掲載され、獣医師の資格を得る。

イ 獣医看護師 (VN : Veterinary Nurse)

獣医師と同様に、RCVSのリストに掲載されることにより資格を得て、獣医師の監督の下で動物看護、診療の補助を行う。登録されたVNは、Registered Veterinary Nurseという呼称をもつが、この稿では「VN」という呼称を用いる。

英国においては、11年間の初等・中等教育を受けた後、RCVSの認定する動物診療施設で勤務しながら(有給)、2年間の養成コースを修了する必要がある。

中等教育修了後、大学等に進むための教育を受け、さらに大学において3~4年後の過程を修了することにより、学位を得るとともにVNの資格を得ることができるコースもある。

ウ 動物看護学生 (SVN : Student Veterinary Nurse)

中等教育修了後、養成コースに入り、動物診療施設で勤務し、VNになるための教育を受けている者であり、獣医師またはVNの監督下で、動物看護及び比較的簡単な診療の補助を行う。この稿では「SVN」と呼ぶ。

(2) VNの教育制度

英国では、中等教育修了後、大学等の高等教育を目指す者と職業訓練学校等で働きながら技能を身につける者等に分かれるが、VNは職業訓練のシステムに入り、SVNとして勤務しながら訓練を受ける。英国の職業訓練制度は、資格・教育局(QAC : Qualification and Curriculum Authority)が国として資格の基準を示し、その基準を満たす者として各職業において資格を授与できる組織を認定している。

VNの資格授与団体として認定されているRCVSは、VNの教育機関を認定し、それぞれの教育機関は提携する臨床訓練施設(TP : Training Practice-RCVSの定める研修内容に関する基準を満たす動物診療施設)とともに、SVNの教育に当たる。SVNは、VNの資格を得るために、TPでフルタイムの場合94週間(3,290時間—約2年間)勤務しながら訓練を受ける。また、この間、1週間に1度教育機関(カレッジ等)に通って、1日2~3時限の教育を受けなければならない(教育機関には一時期に集中して通うこともできる.)。

なお、英国においては、職業訓練を網羅する能力評価制度(NVQ : National Vocational Qualification)と呼ばれるシステムにおいて訓練のレベルが定められており、VNの場合は、2年間の職業訓練において、1年目にレベル2、2年目にレベル3に当たる評価を取得することとされている。

各レベルにおいて、習熟しなければならない技術は、RCVSが以下のとおり定めている(項目のみ)。

RCVSの定める職業訓練レベルごとに修得する技術の内容

NVQ レベル2

- ・健康と安全のモニターと維持
- ・個人的技能の習熟と職業上の関係の維持
- ・受付業務の実施
- ・診療経過と検査における臨床環境の維持
- ・動物への看護業務の提供
- ・診療施設での入院動物のモニターと維持
- ・動物看護に関する飼育者の指導

NVQ レベル3

- ・臨床病理学検査の実施
- ・動物への専門的動物看護の実施
- ・動物への画像診断実施の準備とX線撮影の処理
- ・外科手術の準備
- ・外科手術中の補助
- ・動物への麻酔補助
- ・薬剤の交付と投与

(3) VNの資格認定制度

ア 認定の主体と条件

VNの資格は、獣医師と同様に、政府から資格授与団体として認定されたRCVSにより統括されており、RCVSがVNのリストを保持し、養成、認定等を統括している。RCVSの構成、機能等は獣医師法(Veterinary Surgeons Act 1966)に規定されている。

資格を得るため(RCVSのリストに登録されるため)には、SVNとしてTPに勤務しながら、4度の試験に合格して2年間の課程を修了する必要がある。

一部の大学では、VNの資格取得のために、4年制、3年制の過程が用意されており、これを修了することにより、学位(4年生の場合は学士、3年生の場合はFoundation Degreeと呼ばれる学位)が取得でき、同時にRCVSの登録資格を得ることができる。

イ 認定試験

RCVSの登録は、TPでの課程を修了することを条件とし、修了後には新たな試験は課されない。

ウ 更新制度

英国では、VN免許の更新は義務付けられていないが、今後導入する予定で検討が進められている。

(4) VNの業務

ア VNの業務に係る法令上の規程

英国においては、獣医師の資格等については獣医師法(Veterinary Surgeons Act 1966)に規定されている。



図3 静脈内カテーテルを留置するVN（英国の動物診療施設）

同法では、動物医療行為の実施を獣医師に限定しているが、「例外」として、「VNが体腔に及ばない簡単な手術を含む治療行為を行う場合」を挙げ、VNによる診療行為を認めている。ただし、以下の条件を満たすことが求められる。

- (ア) 動物が資格を有する獣医師の看護下にあり、その獣医師の指示によって行う行為であること
- (イ) その資格を有する獣医師は、そのVNを雇用しているか、雇用者の代理であること
- (ウ) その資格を有する獣医師は、そのVNが技術を実施する技能を有すると判断していること（この場合のVNはRCVSのリストに掲載されている者であることも明記されている。）

RCVSのガイドラインでは、VNの業務範囲を最終的には司法的判断によるとしながらも、VNが実施するための訓練を行うべき項目として以下の具体例を挙げており、これらの手技がVNの標準的業務範囲として動物医療関係者間で認められている。

VNが実施のための訓練を受けるべき手技

- ・薬剤の投与（経口、経直腸、吸入、皮下注射、筋肉内注射、静脈内注射）
- ・その他の治療（経口・静脈内・皮下からの水分補給、輸液、静脈内カテーテルの留置、創傷の処置、膿瘍・潰瘍の治療、ギプス、手術時の臓器の保定、皮膚縫合）
- ・麻酔時の動物の準備、麻酔の導入・覚醒時の助手（麻酔前投薬、挿管）

なお、VNが実施する麻酔に関する手技については、RCVSが別に示すガイドラインにおいて、①鎮静・鎮痛剤等の医薬品の術前、術後の投与、②獣医師の直接

の指示による追加麻酔以外の麻酔薬の投与、③麻酔時のモニターと記録、④監督をする獣医師の直接の指示による静脈内麻酔薬の補助的な追加投与と麻酔薬の濃度調整による麻酔の維持等が許容される旨定められている。

イ VNの業務の実際

英国の調査で訪問したRoyal Veterinary College (RVC) のホークスヘッドキャンパス付属動物病院において、VNは、基本的には、獣医師の監督下で、体腔に及ぶ手術、器具を用いた抜歯、去勢、麻酔の導入等を除く様々な治療行為を行っていた（図3）。

また、VNは大動物のセクションで馬等の診療の補助にも携わっていた。

(5) VNの処遇

VNの処遇については、英国VN協会と臨床獣医師協会が調査を行っている。

調査においては、VNの年間の給与（週39時間勤務として、残業手当を除く）は、19,635ポンド（1ポンド＝150円で換算すると300万円）であり、訓練開始後1年目のSVNでも10,516ポンド（160万円）を得ているという結果であった。

4 スイスにおける動物看護職の実態

(1) 動物医療関係者の位置づけ

ア 獣医師 (Tierarzt)

疾病の診断、予後判定、病態解析、診断書の作成、治療、手術等動物医療に関するすべての行為を行うことができる。スイスにおける初等・中等教育制度は州(Kanton)によって異なるが、9年間前後の教育を受けた後、上級学校に進むための4年制の学校を修了して大学に入学し、さらに獣医科大学で5年間の獣医学教育を修了して（国家試験を受験する必要はない）、獣医師の称号を得る。

イ 動物臨床アシスタント (TPA: Tiermedizinische Praxisassistentin)

スイスの公用語のひとつであるドイツ語の頭文字を用いてTPAと呼ばれる。獣医師の監督の下で、動物看護、診療の補助業務を行う。9年間前後の初等・中等教育を受けた後、TPAが勤務している動物診療施設で勤務しながら（有給）、職業学校に通学し、3年間の教育を受けた後、資格を得る。

ウ TPA助手

TPAになるための研修を受けている助手（以下TPA助手と呼ぶ。）も、獣医師及びTPAの監督の下で、動物看護及び比較的簡単な診療の補助を行う。

(2) TPAの教育制度

スイスでは連邦政府の管理下にある各職業訓練に関するSKoBeQ（教育の質の改善に関する委員会）と呼ば



図4 スイスのTPA養成施設における血液学実習風景

れる組織があり、政府、職業訓練校、職域の代表者が委員として参画し、教育カリキュラム等の統一化について協議し、その結果を職業訓練に反映している。TPAに関するSKoBeQは、政府、TPA養成校及び獣医師の代表等により構成されている。

TPAの職業訓練校は各州から認可を受けて（州から補助金が支給される.）、5校（ドイツ語圏に3校、フランス語圏及びイタリア語圏に1校ずつ）設置されている。

TPA助手は、TPAが勤務する動物診療施設に雇用され、有給で訓練を受けながら、職業訓練学校に通学し、動物診療施設において実地訓練（週4日）、職業訓練学校において学科講習（週1日）を3年間受ける（図4）。職業訓練学校はSKoBeQの策定したガイドラインに基づいてカリキュラムを組みたて教育を行う。各動物診療施設での訓練内容もガイドラインに従ったものとなっており、過程修了時の試験問題等は統一されている。

調査した職業訓練学校（ユベントス校、チュリッヒ）における教育科目を以下に示す。

TPA 職業訓練学校の教育科目

生物学、化学、物理学、数学、解剖学、生理学、専門用語、疾病学、薬理学、麻酔学、実験理論、X線学、栄養学、動物種と行動学、コミュニケーション、情報処理、一般教養、体育・スポーツ

(3) TPAの認定制度

ア 認定の主体と条件

TPAの資格認定は、各州の政府が行う。チュリッヒの場合は、中等教育・職業教育に関する部署が、上記(2)に述べた3年間の教育課程を修了したことを認定し、証明書を発行する。

イ 認定試験

TPAの資格認定は、5つの養成施設での課程を修了することを条件とし、修了後には新たな試験は課されない。

ウ 更新制度

現時点では、スイスのTPA認定には更新制度はない。

(4) TPAの業務

ア TPAの業務に係る法令上の規程

TPAの資格は獣医師法に規定されたものではなく、州が与えた資格である。TPAは、獣医師の責任、監督の下で診療補助を行うことが認められている。

したがって、TPAの業務が獣医師関係法令に規定されているわけではないが、公的な機関であるSKoBeQが策定したガイドラインに基づいて教育される業務内容は、動物医療関係者間においても、社会的にもTPAが実施できる業務として許容されている。

イ TPAの業務の実際

(ア) 民間診療施設

SKoBeQの委員の一人である小動物診療獣医師からの聞き取りによると、スイスの小動物診療施設でTPAが実施している業務は、獣医師の考え方によって診療施設ごとに多少の差はあるが、概ね以下のとおりである。

TPAの実施する業務の実際

採血、採尿、X線撮影、麻酔モニター、皮下注射、筋肉内注射、静脈内注射、静脈内カテーテルの留置、手術助手、皮膚縫合、歯科処置、抜糸、創傷処置

(イ) チュリッヒ大学（スイス連合獣医大学）

チュリッヒ大学の付属動物病院ではTPAとTPA助手が、小動物、馬、エキゾチックアニマルの部門で勤務している。病院長のDr. Hattがエキゾチックアニマル・野生動物の専門医であるため、この病院では、特にエキゾチックアニマルの症例が多く、TPAはこれらの症例に当たることが多いとのことであった。

TPAが実施する診療補助業務としては、薬剤投与、皮下・筋肉内・静脈内注射、歯科処置、手術時の麻酔モニター等であり、麻酔導入、手術は獣医師のみが行うとのことであった。

(5) TPAの処遇

TPA助手の給与については、政府が基準を決めており、それによると、1年目は1カ月700スイスフラン（1スイスフラン＝85円で換算すると約6万円）、2年目は

1,000スイスフラン（約8万5千円）、3年目は1,400スイスフラン（約12万円）である。獣医師は、これらの給与のほかに、職業訓練校への授業料として年額1,600スイスフラン（約14万円）を負担しなければならない。SKoBeQの委員の一人である小動物診療獣医師によると、TPAの資格を得た後には、約3,500スイスフラン（約30万円）の月収が得られるとのことであり、年収に換算すると約360万円となる。

5 オーストラリアにおける動物看護職の実態

(1) 動物医療関係者の位置づけと資格

ア 獣医師 (Veterinary Surgeon)

疾病の診断、予後判定、処方、手術等を含む動物医療に関するあらゆる行為を行うことができる。13年間の初等中等教育修了後、獣医学系大学での5年間の教育を修了して、各州の獣医事委員会 (Veterinary Surgeons Board : VSB) に登録されることにより獣医師の資格を得る。国家試験制度はなく、獣医科大学を修了すれば、資格を得ることができる。

イ 獣医看護師 (VN : Veterinary Nurse)

獣医師の監督下で、動物看護、診療の補助業務を行う。

初等教育の後、3年間の中等教育（合計10年間）を受ければVNの資格を得るための職業教育に入ることが可能で、1年～3年の職業教育を受けたのち、州の教育当局が証明する資格を得る。

西オーストラリア州では、獣医師と同様に資格を持つVNをVSBが登録・認定するシステム (RVN : Registered Veterinary Nurse) がある。この稿では、全国的な獣医看護師の呼称として「VN」を用いる。

ウ 獣医助手 (Veterinary assistant または personnel 等)

獣医看護師の資格を得るため、動物診療施設で勤務しながら研修を受けているアシスタントである。獣医師またはVNの監督の下で、動物看護及び比較的簡単な診療の補助を行う。この稿では「VA」と呼ぶ。

(2) VNの教育制度

オーストラリアでは、国が認定する職業教育資格制度 (AQF : Australian Qualifications Framework) があり、様々な職業教育を修了した者に資格を与えている。職業教育は、初等中等教育修了後、VAとして動物診療施設に勤務して収入を得て現場教育を受けながら、職業教育施設において（通信教育も可）行われる。一部の大学では、学位とともにVNの資格を得ることができるコース（クインズランド大学の場合3年間）を提供している。

職業教育資格には、証明レベル (Certificate) 1～4のグレードがあり、それぞれの職業により修了すべきレベルは異なる。VNの場合はC-4に相当する教育を修了



図5 手術後の動物を管理するVN（オーストラリアの動物診療施設）

することが必要となる。

VNの職業教育施設は、TAFE (Training & Further Education) と呼ばれる公的な仕組みに組み込まれた施設と私的な施設があるが、いずれも、国の認定する機関 (Australian National Training Authority) が策定した統一的なカリキュラム (Training Packages : TP) に基づいてVNの教育を行う。

VNの教育を行う施設は、各州の政府機関 (Department of Education and Training) により定期的に教育内容を評価され、認定を受ける。

クインズランド州にはTAFEに基づく教育機関が3カ所あり、そのほかにクインズランド大学ではVeterinary Technologyと称するコースを設けて、VNを教育している。その内容はTPに準拠する内容を含んでおり、コース修了者はクインズランド州政府によってC-4の資格が認定される。

(3) VNの資格認定制度

ア 認定の主体と条件

VNの資格認定は、州政府から認定されたTAFE等の教育施設におけるVN養成教育を修了することにより、州政府が発行するC-4の資格証明書を得て行われる。

さらに、西オーストラリア州では、C-4を所持する有資格者を獣医師と同様に州のVSBがVNとして登録するシステムがある。他の州では、VNを登録するシステムはないが、C-4の資格は州の発行する公的なものであるため、動物医療関係者間においても、社会的にも西オーストラリア州と同様の有資格者として評価されている。

たとえば、クインズランド州ではX線等の放射線の使用には州政府の許可が必要であるが、C-4の資格を得たVNは、獣医師と同様に、申請すれば一般的なX線診断装置の使用資格を得ることができる。

イ 認定試験

VNの資格認定は、州が認定した養成施設での課程を修了することを条件とし、修了後には新たな試験は課されない。

ウ 更新制度

現時点では、西オーストラリアのみ1年ごとの更新制度があるが、他の州では更新制度はない。

(4) V N の 業 務

ア VNの業務に係る法令上の規定

VNが行いうる業務については、西オーストラリア州のみ法令（VSA：Veterinary Surgeons ActとVeterinary Surgeons Regulations）に規定されており、その内容は国が定めたTPに示される職業教育の内容に即したものとなっている。そのほかの州においては、VSAにおいて「獣医師の監督下で動物医療行為を行う者は、法令違反とみなされない。」旨の例外規定があり、VNは、獣医師の監督と責任において業務を実施することとなる。実際には、西オーストラリア州以外の州における業務内容も、当然のことながら国が策定したTPに示される教育内容に即しており、州による差はほとんどない。

したがって、VNを監督する獣医師の考え方によって施設ごとに多少の違いがあるものの、VNは、全国的にほぼ同様の業務を行っており、これは社会的にも認められている（図5）。

西オーストラリア州 Veterinary Surgeons Regulations に定める動物看護師の業務内容

- 1 VNは、獣医師の直視及び直接の監督の下で、外科的処置を補助することができる。
- 2 VNは、獣医師の監督の下で、以下の業務を実施することができる。
 - ア 歯科処置（単純な抜歯を含む。）
 - イ 皮膚表面の外科処置（皮膚縫合を含む。）
 - ウ 放射線安全法（Radiation Safety Act）や他の法令に係るX線撮影、心電図の記録等
 - エ 病理学的検査のための採材
 - オ 静脈内点滴、輸液の実施
 - カ 静脈内カテーテルの留置
 - キ 麻酔の補助及びモニタリング
 - ク 麻酔覚醒時の動物のモニタリング
- 3 VNは、獣医師の指示に基づき、以下の業務を実施することができる。
 - ア 動物の身体検査
 - イ 体重制限、栄養、寄生虫駆除等に関する一般的助言
 - ウ 動物の隔離と感染防御

エ 計画的な投薬の実施

オ 獣医師が処方した薬剤の交付

カ 創傷の処置、手術創の処置

キ 動物の看護

ク 臨床病理学検査の実施

- 4 VN養成課程の学生は、獣医師の直視及び直接の監督の下であれば、上記1～3の業務を全て実施できる。

イ VNの業務の実際

調査において訪問した動物診療施設におけるVNの業務実態を以下に述べる。

(ア) クインズランド大学獣医学部付属教育病院

VNは、獣医師の監督下で、個々の技術レベルに応じて、採血、注射のほか様々な獣医師の補助業務、歯科処置（抜歯は実施しない）等を実施している。技術を認められたVNは、例外的に麻酔導入（米国で麻酔に関する専門資格を得た1名のみが実施）も実施している。そのほか、入院動物の看護、動物病院の施設、器材等の維持、薬局の運営等、診断、処方、手術を除いてほとんどの業務において、個々の技術レベルに応じて獣医師の補助業務を実施している。

(イ) ブリスベン獣医専門科センター

救急医療及び高度医療を実施している大型の小動物診療施設である。

VNのうち4名は各専門科（腫瘍科、ICU、外科、内科）の責任者で、他のVNの業務を統括する。この施設は、診療用放射線、CT等の高度医療機器を備えており、VNは獣医師の指示により、採血、注射等の業務のみでなく、麻酔導入（一部のVNのみが実施）を含む手術準備と手術補助、覚醒までの観察等高度な診療業務を行っている。

(ウ) 動物医療専門科病院

MRI等の高度医療機器を備える大型の小動物診療施設で、VNは獣医師の指示により、採血、注射等の業務のみでなく、手術準備と手術補助、覚醒までの観察等高度な診療業務を行っている（麻酔導入は行わない。）。

(エ) マンリーロード動物病院（Manly Road Veterinary Hospital）

ブリスベン郊外の一般的動物診療施設である。小動物とコンパニオンアニマルとしての馬を対象としており、VNは、獣医師の指示により、採血、注射等の業務のみでなく、手術準備と手術補助、覚醒までの観察等高度な診療業務を行っている（馬の診療を含む。ただし、麻酔導入は行わない。）。

(5) V N の 処 遇

オーストラリアでは、労働関係法 (Industrial Relations Act) によって職業ごとに労働者の最低賃金が州ごとに定められている。VNについても動物診療施設等に勤務する雇用者として4つのレベル (各レベルの業務内容についても、規定されている。) と勤務形態 (常勤者、パートタイム、臨時雇用者) によって区分されて、最低賃金が定められている。

たとえば、レベル1のVN (常勤者) で、最低賃金としての週給 (週38時間勤務) が576オーストラリアドル (1オーストラリアドル=80円換算で46,000円)、レベル4の場合は、週給669オーストラリアドル (54,000円) である。実態は、最低賃金に10~20%加算された額と考えると、概算で週給53,000円~62,000円として、年収は280~320万円程度となる。

6 お わ り に

(1) 動物看護職の教育

今回調査した4カ国の全てにおいて、動物看護職については公的資格制度の下で資格の認定 (登録) が行われ、公的な機関が動物看護職の教育に係っていた。米国においては、米国獣医師会 (AVMA) の認定したプログラムによって教育されることをほとんどの州で認定の条件にしており、他の3カ国では、国の関係する機関によって教育プログラムが策定されていた。

教育期間は1~3年で国によって異なるが、英国、スイス及びオーストラリアでの看護職の教育は、欧州で伝統的に行われてきた職業訓練のスタイルが受け継がれ、動物診療施設に就業して実地訓練を受けながら教育施設への通学または通信教育によるプログラムを付加するシステムが一般的で、一方、米国では、大学または専門学校の一つの課程としてプログラムが組まれている。

わが国の一般的な教育環境は、欧州より米国に近いと思われるが、一定の収入を得て、現場での感覚を磨きながら技術を身につけられる欧州型の教育にも、米国型にはない利点があると思われた。

(2) 動物看護職の認定

動物看護職の資格認定は、米国、英国及び西オーストラリア州のように、獣医師の資格認定と同様に、獣医関係法令の規定に基づいて行われる場合とスイス及び西オーストラリア州以外のオーストラリア各州のように職業教育の修了に係る資格として証明されるケースがある。いずれの場合も認定・証明を公的機関が行っていることが、動物医療関係者の信頼及び社会的な信用を得る上で、

重要であると思われる。

なお、認定・証明に当たっては、米国を除いて、英国、スイス及びオーストラリアでは、認定された教育プログラムを修了することを条件としており、斉一的な国家試験等を課していない。

しかし、我が国においては、獣医師のほか、医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の専門職の資格認定に国家試験を課していることを考慮すると、統一的な試験を課して有資格者の選抜を行う方式のほうが、当然のことながら獣医療提供に対する社会的信用を得やすいとも思われる。

(3) 動物看護職の業務

各国における動物看護職の業務内容は、米国では法令によって州ごとに規定されており、オーストラリア (西ヨーロッパを除く) 及びスイスでは獣医師の責任に帰しているが、いずれの国においても動物看護職の教育プログラムが統一されていることから、その業務内容もほとんど差のない範囲に収まっている。

国ごとに動物看護職の業務内容をみると、米国、英国、オーストラリア、スイスの順で業務内容の範囲が狭くなることが伺われたが、国による差よりも、獣医師の考え方による動物診療施設ごとの差のほうが大きいと思われた。

いずれの国においても、「動物診療を実施する上での高度な判断が必要となる診断や予後判定、処方に加え、生体への影響、侵襲が大きい体腔に及ぶ手術」は、行っってはならないことは共通している。

今回調査した4カ国の全ての動物診療施設において、採血、注射、投薬、X線撮影、手術助手等は動物看護職が実施していた。

「動物看護職が一定の診療行為を業務として実施し、獣医師との連携を深めること」の長所について、今回の調査で面談した多くの獣医師をはじめとする関係者の意見を集約すると、「①獣医師は個々の症例をより深く検討するため、また新しい技能を身につけるための時間的余裕ができ、②動物看護職には責任感と向上心が身につく、そのことによって③よりよいチームワークが醸成されて動物医療の質の向上つながる。」という内容であった。

我が国における動物看護職制度整備の進展に向けた努力が、チーム医療提供体制の整備をもたらし、獣医療の発展に向けて大きな花を咲かせることを願ってやまない。